



# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
○地籍調査に関する事業計画(三九七・農山村振興課)……………1	
○第三十六回採石業務管理者試験の実施(三九八・資源エネルギー課)……………1	
○道路の供用開始(三九九・道路課)……………1	
○建築基準法による道路位置の指定(四〇〇・仙北地域振興局建設部)……………1	
公告	
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(農林水産技術センター)……………2	
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………2	
○共同施行等土地改良事業の換地処分届出(平鹿地域振興局農林部)……………3	

## 告 示

### 秋田県告示第三百九十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の第三第二項の規定により、次のとおり平成十九年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成十九年八月十日

- (一) 調査を行う者の名称  
秋田県知事 寺田典城
- (二) 調査地域  
秋田市  
秋田市雄和平尾鳥字中村ほか七字
- (三) 調査期間  
平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで

### 秋田県告示第三百九十八号

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、次のとおり第三十六回採石業務管理者試験を実施するので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八条の七の規定に基づき、公告する。

平成十九年八月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 試験の日時及び場所  
(一) 日時  
平成十九年十月十二日(金)午前十時から正午まで  
(二) 場所  
秋田市山王四丁目一番二号  
秋田地方総合庁舎 六階 総庁大会議室
- 二 試験科目  
(一) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む)  
(二) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項)
- 三 受験申し込みに必要な書類  
(一) 受験願書(採石法施行規則様式第九によるもの)  
(二) 履歴書(採石法施行規則様式第十によるもの)  
(三) 写真(手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの)
- 四 受験願書用紙の公布  
(一) 期間及び時間  
土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成十九年八月十五日(水)から同年九月二十一日(金)までの午前九時から午後五時まで  
(二) 場所  
秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県産業経済労働部資源エネルギー課
- 五 受験願書の受付  
(一) 期間及び時間  
土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成十九年八月二十二日(水)から同年九月二十一日(金)までの午前九時から午後五時まで  
(二) 場所  
秋田市山王四丁目一番一号

### 秋田県産業経済労働部資源エネルギー課

(郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける)

- 六 受験手数料  
(一) 額 八千円  
(二) 納付方法  
受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。
- 七 合格者の発表  
試験終了後十五日以内に合格者に合格証を送付するとともに、平成十九年十一月上旬に秋田県公報に受験番号を掲載する。
- 八 開示請求の受付  
(一) 開示内容  
科目別得点及び総合得点  
(二) 期間及び時間  
土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成十九年十月十五日(月)から同年十一月十四日(水)までの午前九時から午後五時まで
- 九 試験についての問い合わせ  
秋田県産業経済労働部資源エネルギー課  
産業保安班(電話〇一八―八六〇―二二八六)

### 秋田県告示第三百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年八月十日

秋田県知事 寺田典城

#### 一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	払戸箱井線	男鹿市角間崎字橋沢一九三番二地先から字十文字二七番五地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十九年八月十日 午後一時
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
(一) 場所 建設交通部道路課  
(二) 期間 平成十九年八月十日から同月二十三日まで

### 秋田県告示第四百号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項

第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。  
平成十九年八月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 大仙市高梨字水里百十九番地 有限会社 高康商店 代表取締役 高 橋 康 治	道路の位置の指定箇所 大仙市飯田字大道端二十五―四	道路の延長 四十一・四九メートル	道路の幅員 六・〇〇メートル	指定年月日 平成十九年八月一日
-----------------------------------------------------------	------------------------------	---------------------	-------------------	--------------------

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十九年八月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 借入物品の名称及び数量  
近赤外光脳機能計測イメージング装置 一式
  - (二) 借入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期間  
平成十九年十二月一日から平成二十二年三月三十一日
  - (四) 借入物品の設置場所  
秋田県農林水産技術センター総合食品研究所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
  - (一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇―一二三一 秋田市雄和相川字源八沢三四番一号  
秋田県農林水産技術センター総務管理室総務第二班  
(電話番号〇一八―八八一―三三三九八)

(一) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年八月十日（金）から同年九月十八日（火）までの期間、(一)の場所において随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十九年九月十九日（水）午後二時  
秋田県農林水産技術センター総合食品研究所 会議室  
（秋田市新屋町字砂奴寄四番二十六号）  
入札保証金

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
入札の方法

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出し、秋田県農林水産技術センター総合食品研究所長から、仕様書の要求仕様を満たしていることの確認を受けること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

概要

- 1 Nature and quantity of items to be rented : Near-infrared Optical Imaging of Human Brain Activity (1 set)
- 2 Time-limit of tender : 2:00 P.M. 19 Sep 2007
- 3 Contact point for the notice : Agriculture, Forestry and Fisheries Research Center, Akita Prefectural Government, 34-1 Yuwa aikawa aza genpatizawa, Akita City, Akita Prefecture 010-1231, Japan TEL 018-81-3398

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、男鹿市福川土地改良区から次のとおり役員退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十九年八月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名  
男鹿市福川字福川三十三番地  
" " 起上ケ百五番地  
" " 船橋 金弘

正		誤	
ページ	段	行	誤
一	下	三	三
<p>平成十九年七月二十七日(第千八百九十八号)掲載の秋田県公告(土地改良区の役員の退任及び就任の届出) (原稿誤り)</p>		<p>小坂町土地改良区から</p>	<p>かづの土地改良区から</p>
			正

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、横手市明永町八番十三号石井政巳ほか二人から平成十九年八月一日換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十九年八月十日

- 四 就任監事の住所及び氏名  
男鹿市福川字福川五十八番地 鈴木 富男  
" " " 四番地 吉田 定則
- 三 退任監事の住所及び氏名  
男鹿市福川字福川五十八番地 鈴木 富男  
" " " 三十六番地の二 鈴木 正美  
" " " 四番地 吉田 定則
- 二 就任理事の住所及び氏名  
男鹿市福川字福川二十五番地 吉田 重繁  
" " " 堅石十八番地 吉田 光雄  
" " " 福川三十三番地 鈴木 孫城  
" " " 起上ケ百五番地 船橋 金弘  
" " " 堅石二十六番地の一 吉田 丈美  
" " " 福川五十七番地 吉田 栄行  
" " " 起上ケ百二十番地 鈴木 清晴
- 男鹿市福川字堅石六番地 船橋 梢  
" " " 福川六番地 吉田 金洋  
" " " 三十一番地の一 鈴木 勇功  
" " " 五番地の二 船橋 文利  
" " " 二十三番地 小玉 満  
" " " 三十六番地の二 吉田 一雄  
" " " 起上ケ八十五番地の三 吉田 二郎

(印刷誤り)  
二 上  
二二  
" " 字八  
幡館三番地二 安保 富雄  
" " 花輪字八  
幡館三番地二 安保 富雄

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄